

# 第 1 回 豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト全体委員会 説明資料

---

令和 4 年 1 0 月 7 日

豊田市 福祉部 福祉総合相談課

豊田市地域生活意思決定支援プロジェクトチーム

日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業  
令和 4 年度豊田市地域生活意思決定支援共同事業

- 会議では「〇〇さん」と呼び合いましょう（「先生」等は禁止です）。
- 「ご本人」中心で考えましょう。
- 「専門用語」は、わかりやすく言いかえましょう。
  - ・ 分かりにくい用語は、いつでも何度でも確認、質問してください。
  - ・ わかりやすさの標準レベルは、「中学生が聞いてもわかるくらい」とします。
- 1回につき3分以内で発言するようにしましょう。
  - ・ 時間を超えた場合にはファシリテーターが調整させていただくことがあります。
- メンバー全員が発言できるようにお互いに考えましょう。
  - ・ 合理的配慮が必要な場合にはお申し出ください。
  - ・ 記録用にZoomで録画しますので、予め御了承ください。

- 1 豊田市地域生活意思決定支援事業に取り組む背景及びプロジェクトの検討過程について
- 2 豊田市地域生活意思決定支援事業の概要について  
(補足) 各主体の機能・役割の検討・整理表について
- 3 シンポジウムの開催案について
- 4 今後のスケジュールについて

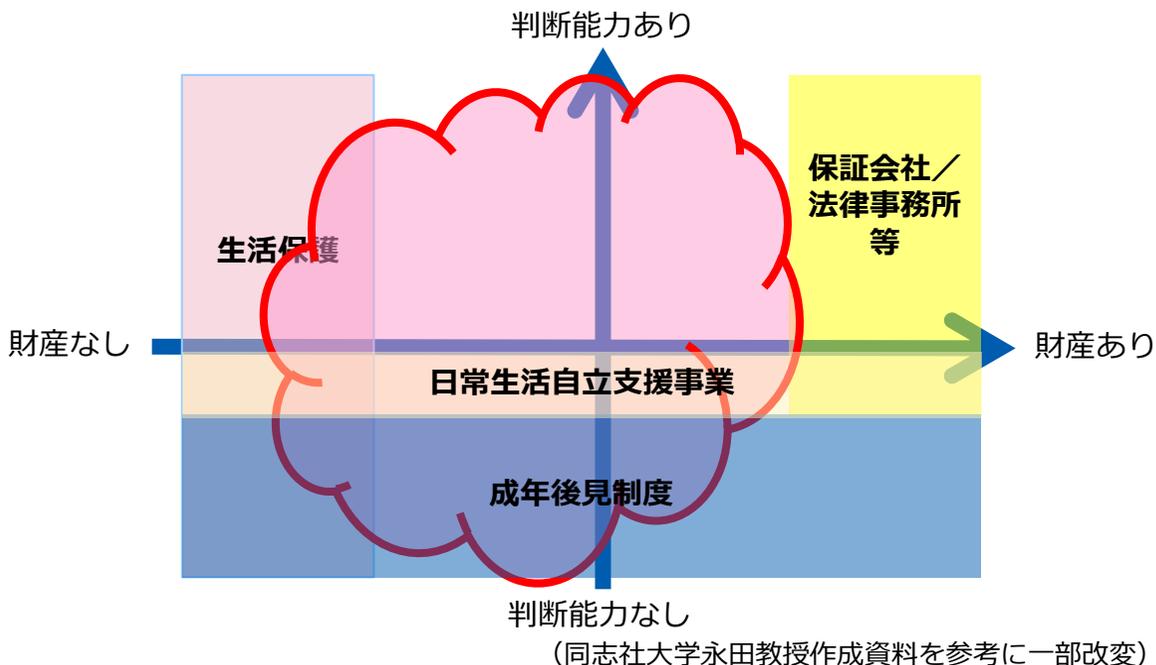
# **1 豊田市地域生活意思決定支援事業に取り組む背景及び プロジェクトの検討過程について**

- 豊田市は、企業城下町として発展してきた都市特性から、就労を機に豊田市で暮らし始める市民が多い。そのため、**親族等が遠方で頼ることのできない方や単身高齢者など身寄りのない市民**が多く生活している。
- このような方々も含め、様々な市民が豊田という地域で暮らし続けるためには、本人自らが生活をどう過ごしたいかを考え、そしてその意思に基づく金銭の管理や各種手続きなどを適切に行うことが重要になる。
- これまでこのような**権利擁護支援に関する対応は、家族に求めるか若しくは成年後見制度の利用促進により対応**してきた。一方で、今後増え続ける身寄りのない市民が、豊田市で安心して暮らしていくためには、成年後見制度だけで対応していくことは難しく、また成年後見制度までは必要ない場合も多いことから、**成年後見制度以外の権利擁護支援策を検討**していく必要があると考えている。

## 対象者の潜在数

- 同志社大学永田教授作成資料を参考に、身寄りによる支援に課題を抱える可能性がある人を豊田市で推計した。その結果、**高齢者や障がい者のうち6,000~6,500人程度**が対象になると推定された。

### ●身寄りによる支援に課題を抱える可能性がある人のイメージ



## 対象者の課題

- 医療や契約等の説明を本人以外に聞く人がおらず、1人で適切に決めること、手続きをすることが難しい。
- 金銭管理を支えてくれる人がいない。  
(身体が動かない人も含め預金の引き出し、現金の保管、支払いなど)
- 緊急連絡先や身元引受人となる人がいない
- 衣類、日用品の買い出しができない、家から荷物を届ける人がいない  
(身寄りのない市民への支援あり方検討部会より)

## 対象者の対応策

- 家族、親族、会社の同僚などの支援
- 日常生活自立支援事業の利用
- 成年後見制度の利用

新たな支援策が必要

- 豊田市や民間企業、団体等がフラットな立場で連携し、市民ニーズに合致した社会課題解決システムに資する先進技術開発及び実証に挑戦するため設置している「豊田市つながる社会実証推進協議会」のプロジェクトの1つとして実施。
- 豊田市・日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）・日本財団の共働により、「豊田市地域生活意思決定支援事業」の施策化に向けた実効性や具体性の確保について取り組む。

## 豊田市

- ・ 豊田市地域生活意思決定支援事業の実施。  
（仕組みづくり、各種調整、厚労省モデル事業応募など）
- ・ 豊田市成年後見・法福連携推進協議会（本会議、身寄りのない方への支援のあり方部会、同事業作業チーム）の運営。

## 豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト

- ・ 全体委員会及び各ワーキンググループ運営を通じた事業実施支援（各種研修、アドボケイト活動、支援会議等における助言等の円滑な試行実施フォローなど）。
- ・ 事業の評価の仕組みづくり及び効果測定（海外事例調査を含む）。
- ・ 事業に関する政策的啓発（シンポジウム等）の企画及び豊田市との共同運営。
- ・ SDM-Japanへの事業支援、全国展開支援。
- ・ 意思決定支援に関する政策的啓発の実施。
- ・ 3者連携による事業の評価、政策提言。



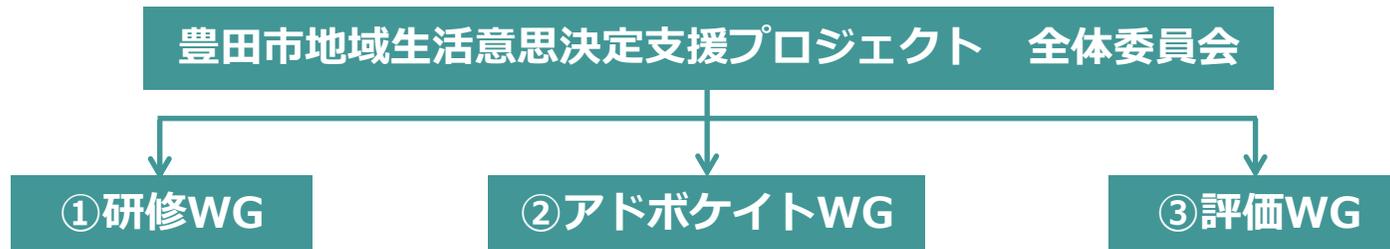
SDM-Japan

日本意思決定支援ネットワーク  
(SDM-Japan)

日本財団



- 本事業を検討する体制として、豊田市成年後見・法福連携推進協議会の身寄りのない方への支援の在り方部会と合同で、プロジェクト全体委員会を設置するとともに、①人材の確保や育成等、②きめ細やかな権利擁護支援確保、③事業評価の3つの視点からなるワーキング・グループを設置。
- それぞれには、身寄りのない人への支援の在り方部会の一部メンバーが参画するほか、当事者や各視点における有識者等により構成。



## 豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト 全体委員会

氏名	所属・役職（◎部会長兼委員長）	氏名	所属・役職（○委員長代理）
◎熊田 均	愛知県弁護士会／熊田法律事務所 弁護士	永田 祐	同志社大学 社会学部 教授
安藤 亨	豊田市福祉総合相談課 主任主査	○名川 勝	SDM-Japan／筑波大学 講師
木本 光宜	特定非営利活動法人ユートピア若宮 理事長	三井 克哉	特別養護老人ホームくらがいけ 施設長
阪田 征彦	障がい者支援施設むもん 施設長	水島 俊彦	SDM-Japan／弁護士
菊地 佐知子	公益財団法人日本財団	水谷 晶子	市民代表
中根 成寿	株式会社SMIRING 代表取締役	森地 徹	SDM-Japan／筑波大学 助教
長坂 俊成	立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科 教授	八木 将仁	豊田市成年後見支援センター長
長澤 幸祐	愛知県弁護士会／長澤法律事務所 弁護士	山下 陽子	愛知県弁護士会／今池法律事務所 弁護士

## ①研修WG

氏名	所属・役職（○：WG委員長）	氏名	所属・役職
○名川 勝	SDM-Japan／筑波大学 講師	水島 俊彦	SDM-Japan／弁護士
安藤 亨	豊田市 福祉総合相談課 主任主査	三井 克哉	特別養護老人ホームくらがいけ 施設長
大瀧 英樹	とよた市民後見人養成講座修了生／あいらくく 代表	森地 徹	SDM-Japan／筑波大学 助教
阪田 征彦	障がい者支援施設むもん 施設長	八木 将仁	豊田市成年後見支援センター長
長澤 幸祐	愛知県弁護士会／長澤法律事務所 弁護士		

## ②アドボケイトWG

氏名	所属・役職（○：WG委員長）	氏名	所属・役職
○水島 俊彦	SDM-Japan／弁護士	名川 勝	SDM-Japan／筑波大学 講師
安藤 亨	豊田市 福祉総合相談課 主任主査	堀 正嗣	熊本大学社会福祉学部教授
木本 光宜	特定非営利活動法人ユートピア若宮 理事長	本間 奈美	SDM-Japan／社会福祉士
小杉 弘子	SDM-Japan／社会福祉士	山下 陽子	愛知県弁護士会／今池法律事務所 弁護士
長澤 幸祐	愛知県弁護士会／長澤法律事務所 弁護士		

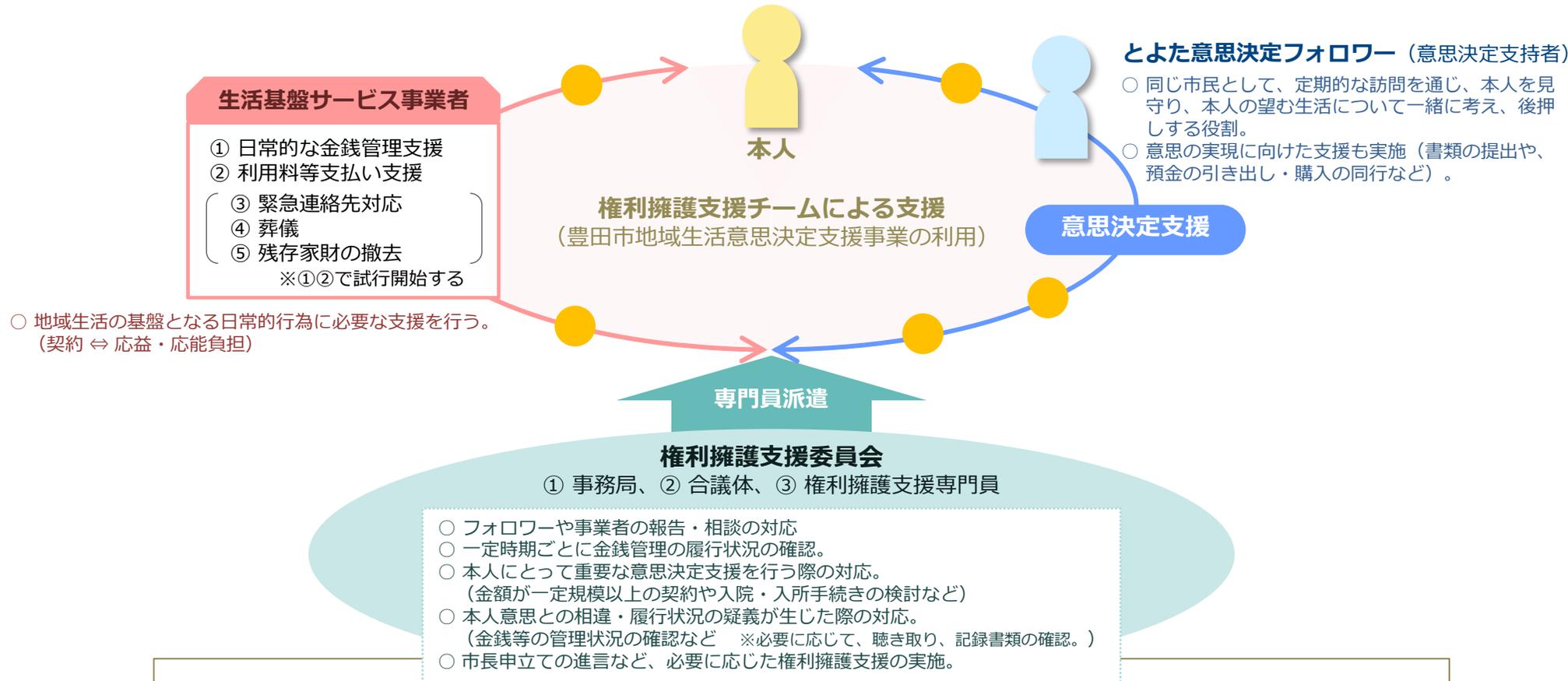
## ③評価WG

氏名	所属・役職（○：WG委員長）	氏名	所属・役職
○森地 徹	SDM-Japan／筑波大学 助教	袖山 啓子	公益財団法人日本財団
安藤 亨	豊田市 福祉総合相談課 主任主査	名川 勝	SDM-Japan／筑波大学 講師
大口 達也	高崎健康福祉大学 健康福祉学部 講師	水島 俊彦	SDM-Japan／弁護士
新藤 健太	PBEE研究・研修センター／日本社会事業大学	涌水 理恵	SDM-Japan／筑波大学 准教授

時期	研修WG（1回あたり120分を想定）	アドボケイトWG（1回あたり120分を想定）
5/31（火）	<b>第1回WG（対面）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業全体のイメージ擦り合わせ</li> <li>○ 意思決定サポーターの活動イメージの意見交換</li> <li>○ スケジュールの確認と役割分担</li> </ul>	—
6/18（土）	<b>第2回WG（オンライン）</b> 13:00~14:30 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護保険サービス・障がい福祉サービス事業者における金銭管理に対する課題認識の共有【報告】</li> <li>○ 生活基盤サービス事業者の支援イメージの意見交換</li> </ul>	<b>第1回WG（オンライン）</b> 15:00~16:30 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業全体のイメージ擦り合わせ</li> <li>○ 後見監督人の活動内容の共有【報告】</li> <li>○ 権利擁護管理委員会の監督・支援イメージの意見交換</li> </ul>
6/28（火）	<b>第3回WG（対面・オンライン）</b> 13:00~15:00 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ とよた市民後見人活動における意思決定支援への関わり方や支援状況等の共有【報告】</li> <li>○ 日常生活自立支援事業・生活支援員派遣事業における支援員の活動内容の共有【報告】</li> <li>○ 意思決定サポーターのあり方（何をやるか）の意見交換</li> </ul>	—
7/16（土） 7/23（土）	<b>第4回WG（オンライン）</b> 7/16（土）13:00~15:00 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常生活自立支援事業・生活支援員派遣事業における金銭管理の実施方法の共有【報告】</li> <li>○ 生活基盤サービス事業者のあり方（何をやるか）の意見交換</li> </ul>	<b>第2回WG（オンライン）</b> 7/23（土）13:00~14:45 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海外事例や子どもアドボケイトの活動内容の共有【報告】</li> <li>○ 権利擁護管理委員会における「本人にとって重要な意思決定支援を行う際の対応」「本人意思との相違・履行状況の疑義が生じた際の対応」についての検討</li> </ul>
7/26（火）	<b>第5回WG（対面・オンライン）</b> 13:00~15:00 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意思決定サポーター及び生活基盤サービス事業者の活動試案についての意見交換</li> </ul>	—
8/30（火） 9/7（水）	<b>第6回WG（対面・オンライン）</b> 9/7（水）10:00~12:00 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意思決定サポーター及び生活基盤サービス事業者の活動試案についての継続協議</li> <li>○ 権利擁護管理委員会の活動試案についての意見交換</li> </ul>	<b>第3回WG（オンライン）</b> 8/30（火）10:00~12:00 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 権利擁護管理委員会の活動試案についての意見交換</li> </ul>
9/24（土）	<b>臨時（研修・アドボケイト合同）WG（対面・オンライン）</b> 9/24（土）13:00~15:00 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ モデル実施段階における意思決定サポーター・生活基盤サービス事業者・権利擁護管理委員会の活動（案）についての確認</li> </ul>	
9/26（月）	<b>豊田市地域生活意思決定支援事業のモデル実施事前説明会</b> 9/26（月）13:30~16:00	

## **2 豊田市地域生活意思決定支援事業の概要について**

- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度に求められてきた「金銭管理・意思決定支援・適切な支援の確認」等の支援を性質ごとに分解し、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各支援を分担・連携する仕組みづくりに着手（豊田市地域生活意思決定支援事業の試行）。
- 本事業は、将来的な成年後見制度（民法）の改正も視野に、身寄りのない方への支援としてニーズの高い金銭管理などの「生活基盤支援サービス」と、本人が元々有する能力の発揮と地域住民の社会参加による「意思決定支援」を組み合わせる支援を実施する。



○ 地域生活の基盤となる日常的行為に必要な支援を行う。  
(契約 ⇄ 応益・応能負担)

**豊田市**

【実施主体】 ①本人からの利用登録受付、②利用料の設定、③フォロワーの育成・登録（+保険）、④権利擁護支援委員会の設置・事務局運営  
 【行政対応】 ①事業者の指定・実地指導等、②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援

- 豊田市地域生活意思決定支援プロジェクトでは、ワーキング・グループ（令和4年5～9月で、研修WGを計7回、アドボケイトWGを計4回開催）を通じ、「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における仕組みの検討を実施。
- 議論の成果として、①本事業の参画者が共通して有すべき3つの理念と、②とよた意思決定フォロワー・生活基盤サービス事業者・権利擁護支援委員会が果たすべき役割等を5項目ずつに整理した。

## 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

## 試行実施時における「とよた意思決定フォロワー」の役割等

### （役割・機能）

- 1 定期的に訪問するとともに、本人が生活で望むことの後押しをする役割です（本人とは、サービスを提供する・サービスを受けるといった関係性ではありません）。

### （金銭管理）

- 2 お金の使い道について一緒に考えたり悩んだり、付き添ったりします（お金は預かりません。）。

### （意思決定支援）

- 3 本人のしたいことや希望を大切にして、本人のマイクやスピーカーのような関わりをします。

### （記録・報告）

- 4 1人で悩まず、権利擁護支援委員会に報告や相談をします。

### （危機等の対応）

- 5 本人の生命・身体・財産等に関する重大な問題が生じうる場合には、速やかに委員会等に対応を求めます。12

- 豊田市地域生活意思決定支援プロジェクトでは、ワーキング・グループ（令和4年5～9月で、研修WGを計7回、アドボケイトWGを計4回開催）を通じ、「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における仕組みの検討を実施。
- 議論の成果として、①本事業の参画者が共通して有すべき3つの理念と、②とよた意思決定フォロワー・生活基盤サービス事業者・権利擁護支援委員会が果たすべき役割等を5項目ずつに整理した。

## 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

## 試行実施時における「生活基盤サービス事業者」の役割等

### （役割・機能）

- 1 本人の尊厳ある生活を実現するため、本人の日常的な金銭管理と支払い等の手続きを支援します。

### （金銭管理）

- 2 管理者等の下、複数の職員で確認するなど、透明性のある金銭の管理を行います。

### （意思決定支援）

- 3 定められた場面では、意思決定フォロワーや権利擁護支援委員会の立会いや支援を求めます。

### （記録・報告）

- 4 支援の記録は期日までに豊田市に提出するとともに、定期的に権利擁護支援委員会の確認を受けます。

### （危機等の対応）

- 5 本人の生命・身体・財産等に関する重大な問題が生じうる場合には、速やかに委員会等に対応を求めます。

- 豊田市地域生活意思決定支援プロジェクトでは、ワーキング・グループ（令和4年5～9月で、研修WGを計7回、アドボケイトWGを計4回開催）を通じ、「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における仕組みの検討を実施。
- 議論の成果として、①本事業の参画者が共通して有すべき3つの理念と、②とよた意思決定フォロワー・生活基盤サービス事業者・権利擁護支援委員会が果たすべき役割等を5項目ずつに整理した。

## 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

## 試行実施時における「権利擁護支援委員会」の役割等

### （役割・機能）

- 1 権利擁護支援を推進するため、第三者の立場から支援・監督を行います。

### （金銭管理）

- 2 権利擁護支援として、金銭管理が適切に行われるように、専門員による定期的な監督を行います。

### （意思決定支援）

- 3 本人の意思決定や意思決定フォロワーの活動を支えるため、必要に応じ立会いや助言、調査等を行います。

### （記録・報告）

- 4 意思決定フォロワーや生活基盤サービス事業者からの報告を受け、事業の適切な遂行を確認します。

### （危機等の対応）

- 5 本人の苦情や各種相談を受け、必要に応じ調整や調査、勧奨、成年後見制度や法的支援につなぎます。

# 権利擁護支援に関する各制度・事業の比較について

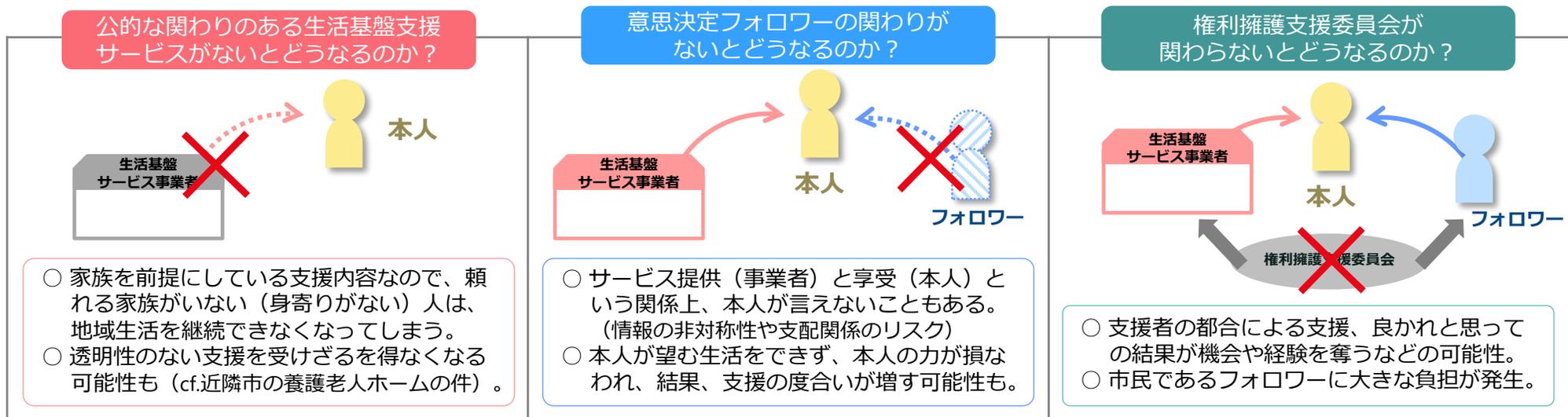
- 地域共生社会の実現に向け、本人を中心した活動や支援に対し、「権利擁護支援」は重要な基盤かつ手段となるもの。
- 金銭管理を含む「権利擁護支援」に関する制度・事業は、いくつか存在しているが一長一短。認知症高齢者数の増加や障がい者の社会参加の機会増加により、今後増大・多様化するニーズに対し、特に、持続可能性の観点から現行の制度・事業は課題が多い。
- 以上のことから、豊田市では、先進事例であるイギリスの仕組みに関するダービーシャー州（姉妹都市）との意見交換や、市内や県内の関係者・全国的に意思決定支援に取り組む団体等との共働を通じ、新たな仕組みづくりを進めている。

	成年後見制度（法定後見）	日常生活自立支援事業	任意代理契約	豊田市地域生活意思決定支援事業
対象者（本人）	判断能力が不十分な方 （契約の意味・内容を理解できなくても利用可能）	物事の判断に不安はあるが、 契約の意味・内容を理解できる方	同左	同左
実施者	後見人等 （親族or市民or法人or専門職）	社会福祉協議会	任意の契約相手	市民（フォロワー） + 介護・福祉事業所等民間事業者 + 専門的知見・実務経験の保有者
実施者の選び方	本人が選べない （家庭裁判所が選任）	本人が選べる （基本的には社協一択）	本人が選べる	本人が選べる
実施内容	財産管理 + 身上保護 （法律行為（契約、相続等） の代理や取消が可能）	福祉サービスの利用援助 + 日常的な金銭管理 + 書類等の預かり	任意での内容で、財産 管理等を委任する	地域生活上の意思決定支援 + 日常的な金銭管理
権利擁護支援 （特に意思決定 支援の観点）	後見人等による （意思尊重義務・身上配慮義務あり）	支援員の関わりの中で実施	規定等はない	仕組みとして導入
監督機関	家庭裁判所	県運営適正化委員会	なし	権利擁護支援委員会
利用に必要な 費用	金額不明 （本人の財産、後見人の業務 の内容によって後見人の報酬を家庭裁判所が決定）	1,200円/回（生保無料） + 書類等預かり250円/月	任意	豊田市において検討中 （応益・応能の仕組みの導入）

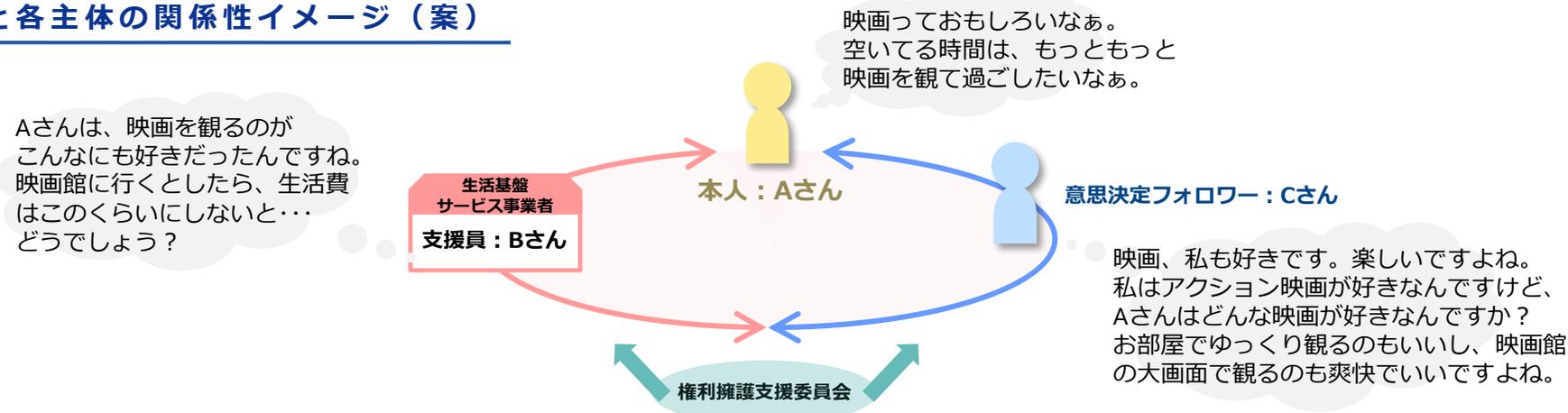
# 豊田市地域生活意思決定支援事業の試行前最終案について

参考：このしくみに、各主体の支援や関わりがないとどうなるのか？

- 豊田市地域生活意思決定支援事業は、日常的な金銭管理等の「生活基盤サービス」を行う事業者と、本人の「意思決定」を支持するフォロワーの双方が仕組みとして支援に関わることがポイントである。また、定期的な金銭管理の確認や、本人にとって重要な意思決定支援を行う際には、権利擁護支援委員会による対応（本人視点に一貫して立つ主体である専門員の派遣など）も想定している。
- これらの関わりをしくみとして整備することは、身寄りがない方などを中心に、本人らしい生活を実現するために極めて重要である。



## ■ 本人と各主体の関係性イメージ（案）



**(補足) 各主体の機能・役割の検討・整理表について**

# 各主体の機能・役割の検討・整理表について

共通理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>○【十人十色】本人にとっての彩（いろいろ）ある暮らしを一緒に描きます。</li> <li>○【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。</li> <li>○【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。</li> </ul>					
名称	本人	意思決定支持者 通称：とよた意思 決定フォロー	生活基盤サービ 事業者	権利擁護支援委員会		
				事務局	合議体	権利擁護支援専門員
対象・ 参画者	<p>以下の全てに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神上的理由又は社会的障壁により、意思決定及び金銭管理等に支援が必要。</li> <li>・当該課題に対し、親族からの支援又は民間事業者が提供するサービスの利用による支援を受けることが困難である者であること。</li> <li>・支援の内容を理解できる又は成年後見制度（未成年後見を含む）を利用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊田市が委嘱した市民</li> <li>※当面は、とよた市民後見人養成講座修了生を想定。</li> <li>※今後、専用講座修了生も予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊田市の指定を受けた事業者</li> <li>※当面は、社会福祉法人であって、介護保険サービス又は障がい福祉サービスの指定を受けた者を想定。</li> <li>※移行型任意後見契約のみによってサービスを提供している事業者は、指定申請することができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊田市</li> <li>※市民後見人等の育成・活躍支援を行っている観点・範疇から、一部の取組は、豊田市成年後見支援センターも参画。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民／当事者</li> <li>・司法専門職</li> <li>・福祉関係者</li> </ul> <p>+ SDM-JAPAN</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護支援（金銭管理を含む）に関する専門的な知見・実務経験を有する者</li> <li>※当面は、後見監督人等、当事者支援活動の実務経験等のある者を想定。</li> <li>※後は養成研修も検討。</li> </ul> <p>+ SDM-JAPAN</p>
ひと言でい うと	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な訪問を通じ、本人が地域生活で望むことについて耳を傾け、一緒に考えるとともに、その希望を後押しする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に必要なとなる手続又は要する費用の支払や付随する管理など地域生活で基盤となる行為に関する便宜を供与することを通じ、本人の生活の質的向上を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人からの苦情、フォロー及び事業者からの報告の受付並びに相談及び基本的な対応を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護支援としての本事業の適切な運営と苦情解決のため、第三者の立場で、フォロー及び事業者に助言又は勧奨を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人への権利擁護支援を図るため、金銭管理の定期チェックを行うとともに、必要に応じて、第三者の立場で、意思決定支援を行う。</li> </ul>

	本人	意思決定フォロワー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	権利擁護支援専門員
本人との関係性の担保	<p><b>○開始の手続き</b> ・事業の利用を希望する本人が豊田市に事業の利用登録をする。 ・事業者から重要事項の説明を受け、同事業者との契約を締結する。</p> <p><b>○マッチング</b> ・フォロワーの派遣について、マッチングの機会を設けることを希望できる。</p> <p><b>○関係性の解除</b> ・フォロワーの交代について、委員会へ相談できる。 ・契約解除条項に基づき、事業者との関係を解除できる。</p>	<p><b>○開始の手続</b> ・本人が豊田市に事業の利用登録をし、利用を開始することで、派遣する。 ・この際、マッチングに必要な内容について、本人同意により個人情報の共有を可能とする。</p> <p><b>○マッチング</b> ・本人の希望により、マッチングの機会に参加する。</p> <p><b>○関係性の解除</b> ・委員会への相談や調整を経て、関係を解除することができる。</p>	<p><b>○開始の手続</b> ・本人が豊田市に事業の利用登録をし、利用を開始したら、重要事項説明書で支援の内容等を説明した上で、契約を締結（フォロワーや委員会の関与を規定）する。 ・この際、本人同意により個人情報の共有を可能とする。</p> <p><b>○マッチング</b> ・フォロワーの派遣について助言することがある。 ・マッチングの機会において補助することがある。</p> <p><b>○関係性の解除</b> ・本人及び事業者からの契約解除条項を設け、それに基づき、関係を解除できる（重要事項説明書により予め説明が必要）。</p>	<p><b>○開始の手続</b> ・本人が豊田市に事業の利用登録をし、利用を開始することで関係性が生じることに。 ・この際、事前の本人同意により、必要な個人情報の獲得を可能とする。</p> <p><b>○マッチング</b> ・本事業の説明、マッチングの機会の調整を行うことがある。</p> <p><b>○関係性の解除</b> ・本人が本事業の利用をやめることに併せて、関係性が解除される。</p>	<p><b>○開始の手続</b> ・同左</p> <p><b>○マッチング</b> ・事業開始後すぐに、金銭管理の確認を行う専門員を選定する。</p> <p><b>○関係性の解除</b> ・同左</p>	<p><b>○開始の手続</b> ・同左</p> <p><b>○マッチング</b> ・委員会（合議体）により担当者を調整、決定する。</p> <p><b>○関係性の解除</b> ・同左</p>

	本人	意思決定フォロワー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	権利擁護支援専門員
やること (活動・支援)	<p>○金銭管理・消費活動及び関係手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が、生活における金銭の使い道を考える。</li> <li>・金銭管理・消費活動に関する書類の提出や、預金の引出し・購入などについて、本人自身が主体的に行う。</li> </ul>	<p>○金銭管理・消費活動及び関係手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が生活における金銭の使い道を考えるための情報収集・提供を行う。</li> <li>・本人が使い道を考える際に、問いかけや共感などを通じ、一緒に考える。</li> <li>・金銭管理・消費活動に関する書類の提出や、預金の引出し・購入などについて、本人に同行することがある。</li> </ul>	<p>○金銭管理・消費活動及び関係手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人との面談やフォロワーからの情報提供を踏まえ、個別支援計画を作成する。</li> <li>・本人の金銭について、日常的な生活に必要な範囲で、管理する。</li> <li>・各種利用料や光熱水費についての引き落とし手続きなど適切な管理に向けた便宜を図る。</li> <li>・既存サービスにおける支援の場面などを通じて、本人に必要な金銭を受け渡す。</li> <li>・金銭管理・消費活動に関する書類の請求や、預金の引き出しなどについて同行することがある。</li> </ul>	<p>○金銭管理・消費活動及び関係手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォロワーからの相談に対応するとともに、定期報告を受け付ける。</li> <li>・事業者からの相談に対応するとともに、定期報告を受け付ける。</li> <li>・必要に応じて、委員会（合議体）に、相談内容に対する助言を仰ぐとともに、対応を求める。</li> </ul>	<p>○金銭管理・消費活動及び関係手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者から個別支援計画を受理する。</li> <li>・事務局からの定期報告を受けて、課題の指摘、解決策の検討を行う。</li> <li>・個別支援計画によって当初想定されていた支払い以外の執行を行う場合、事業者が提供している他のサービスについて新しく契約をする場合は、事前に必要性を確認する。</li> <li>・必要に応じて、専門員による個別対応の依頼を行う。</li> <li>・必要に応じて、事業者の対応に改善を求める勧奨を行う。</li> </ul>	<p>○金銭管理・消費活動及び関係手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者から提出された金銭管理の記録から、適正をチェックする（3か月に1回）。</li> <li>・委員会（合議体）の要請に基づき、権利擁護支援（金銭管理を含む）に関係する本人面談、ケース会議の出席や契約の立会いを行う。</li> </ul>

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	権利擁護支援専門員
活動・支援時における留意事項	-	<p>○金銭管理・消費活動及び関係手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の金銭については直接取り扱わないこと。</li> <li>・書類の提出や、預金の引き出し・購入などについて、本人の依頼を受けても、本人不在で代わりに行わないこと（ただし、本人がいる状況での代筆や金銭を数えて店員に渡すなどの合理的配慮を行うことは差し支えない）。</li> <li>・介助行為は行わない（別に介護保険サービス又は障がい福祉サービス等を利用する）。</li> </ul>	<p>○金銭管理・消費活動及び関係手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画は、フォロワーや専門員の意見を踏まえて、サービス提供責任者・サービス管理責任者・ケアマネジャー・相談支援専門員が作成すること（ケアマネジャー・相談支援専門員の場合は、ケアプラン・サービス等利用計画に盛り込むことで差し支えない）。</li> <li>・金銭管理は、管理者又はサービス提供責任者・サービス管理責任者・ケアマネジャー・相談支援専門員のもとで行うこと（手続きなどの便宜、支援などを通じて金銭を受け渡すことは、支援者が実施して差し支えない）。</li> <li>・資産・高額の金銭や重要書類を管理しないこと（これらは社協等のサービスを別途利用する）。</li> </ul>	<p>○金銭管理・消費活動及び関係手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の金銭を所持・管理しないこと。</li> </ul>	<p>○金銭管理・消費活動及び関係手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>	<p>○金銭管理・消費活動及び関係手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>

	本人	意思決定フォロワー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	権利擁護支援専門員
やること (活動・支援)	<p>○意思決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人自身が望む生活を事業の関係者に伝える。</li> <li>・本人自身が望む生活の実現に向け、本人自身が主体的に活動を行う。</li> </ul>	<p>○意思決定支援 (表出・形成・実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人への面談により、本人のこれまでの暮らし方や価値観、好き嫌いを知る。</li> <li>・定期的な訪問のほか、必要に応じて、本人とともに余暇活動、社会活動に同行もしくは参加することがある。</li> <li>・本人が希望を第三者に伝えられるように、付き添う(事業者に対する相談、申入れを含む)。</li> <li>・その他、本人の希望の実現に向け、例えば、サービス利用窓口への同行や合理的配慮などを行うことがある。</li> </ul>	<p>○意思決定支援 (表出・形成・実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人との面談やフォロワーからの情報提供を踏まえ、支援を実施する。</li> <li>・本人からの相談を受けて、金銭管理における対応を適宜行うとともに、必要に応じて、既存サービスにおける支援にも、本人の希望を取り入れる。</li> </ul>	<p>○意思決定支援 (表出・形成・実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォロワーからの相談に対応するとともに、定期報告を受け付ける。</li> <li>・必要に応じて、委員会(合議体)に、相談内容に対する助言を仰ぐとともに、対応を求める。</li> </ul>	<p>○意思決定支援 (表出・形成・実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画を受理する。</li> <li>・事務局からの定期報告を受けて、課題の指摘、解決策の検討を行う。</li> <li>・本人が入院・入所をする場合は、事前に本人の意向の面からの必要性を確認し、必要に応じて助言を行う。</li> <li>・必要に応じて、専門員による個別対応の依頼を行う。</li> </ul>	<p>○意思決定支援 (表出・形成・実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が入院・入所をする場合は、フォロワーと共働して、本人との面談やケース会議の出席などを通じて、本人の意向を確認する。</li> </ul>

	本人	意思決定フォロワー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	権利擁護支援専門員
活動・支援時における留意事項	—	<p>○意思決定支援 (表出・形成・実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人に対する法律上の代理権を持たないこと。</li> <li>・本人不在のところで代弁行為は行わないこと (本人の主張がそのまま伝わるように発言を補うなどの合理的配慮を行うことは差し支えない)。</li> <li>・一定の類型に該当する意思決定(居所の移転、高額金銭支出などの大きな意思決定)の場合には、委員会(事務局)に必ず相談するとともに、必要に応じて、専門員の判断を仰ぐこと。</li> </ul>	<p>○意思決定支援 (表出・形成・実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活範囲の金銭管理に関する代理行為(維持・管理)は契約書に記載。ただし、個別支援計画に記載した内容以外を事業者の判断のみで行使(処分)しないこと。</li> <li>・死因贈与契約を締結することは禁止。</li> <li>・本人に対するすべてのサービスを当該事業者のみで提供している場合には、金銭の受け渡しの際に、フォロワーの立ち合いを必ず要すること。</li> <li>・当該事業者が提供している別のサービスについて、新たな契約を締結する必要がある場合は、委員会に必ず事前に相談すること。また、契約時には、フォロワーの立ち合いを必ず要すること。</li> </ul>	<p>○意思決定支援 (表出・形成・実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人に対する法律上の代理権を持たないこと。</li> </ul>	<p>○意思決定支援 (表出・形成・実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・フォロワー及び事業者に対する改善の勧奨は法的拘束力を持たない。</li> <li>・成年後見制度の利用の必要性が生じた場合は、市長又は豊田市成年後見支援センターに対し、速やかに、その旨を通知する。</li> </ul>	<p>○意思決定支援 (表出・形成・実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・同左</li> <li>・本人不在のところで代弁行為は行わないため、本人不在のケース会議等には出席しない。</li> </ul>

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス事業者	事務局	合議体	権利擁護支援専門員
やること (活動・支援)	—	<p>○記録・報告・情報共有 ・活動を記録し、月1回、委員会（事務局）に報告する。</p> <p>・この際、活動の記録だけでなく、本人の価値観や好き嫌いに関することについても積極的に記録する。</p>	<p>○記録・報告・情報共有 ・支援内容について記録し、サービス提供の翌月10日までに、豊田市に提出する。</p> <p>・金銭管理状況について、3か月に1回、委員会に報告する。</p> <p>・その他の必要なサービスについて必要に応じて他機関と連携する（計画相談、ケアマネジメント等を含む）。</p> <p>・必要に応じて、相談支援事業を行う者（ケアマネジャー、相談支援専門員等）に情報提供するとともに、その他の介護保険や障がい福祉の各種サービス事業者との連携を行う。</p>	<p>○記録・報告・情報共有 ・フォロー及び事業者が提出する報告内容を確認する。</p> <p>・相談記録を保管する。</p> <p>・委員会に報告し、情報共有する。</p>	<p>○記録・報告・情報共有 ・事務局より情報共有のあったフォロー及び事業者の報告内容に懸念・疑義等がある場合には、追加確認、個別ヒアリング等を行うよう事務局に指示する。</p> <p>・事務局による追加確認等の結果、権利擁護支援についての懸念・疑義等がある場合には、追加調査等を行うよう専門員に指示する。</p>	<p>○記録・報告・情報共有 ・事業者から提出された金銭管理の記録から適正をチェックし（3か月に1回）、委員会に報告・情報共有する。</p> <p>・委員会（合議体）の追加調査等の要請に基づき、権利擁護支援の対応を行った事項について、委員会に報告する。</p>
活動・支援時における留意事項	—	<p>○記録・報告・情報共有 ・本人に同意が得られていない情報について、本人のいないところで共有しないこと。</p>	—	—	—	—

# 各主体の機能・役割の検討・整理表について

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	権利擁護支援専門員
やること (活動・支援)	—	—	—	○ <b>地域課題の対応</b> ・各種相談履歴等から地域課題を整理する。	○ <b>地域課題の対応</b> ・本事業で把握した地域課題を豊田市成年後見・法福連携推進協議会等に報告して、地域づくりの対応を求める。	—
活動・支援に対するフォロー	—	・不明や不安のある場合は、委員会（事務局）に相談し、必要に応じて助言を受けることができる。 ・その他、専門的な対応が生じた場合は、事務局からのコーディネートを経て、専門員からの支援を受けることができる。	・不明や不安のある場合は、委員会（事務局）に相談し、必要に応じて助言を受けることができる。 ・その他、専門的な対応が生じた場合は、事務局からのコーディネートを経て、専門員からの支援を受けることができる。	・フォロー及び事業者に対し、研修等の機会を提供する。	・事業者に専門的な対応の必要性が生じた場合は、助言を行う  ・フォローに専門的な対応の必要性が生じた場合には、助言ないし専門員による支援を要請する。	・委員会（合議体）の要請に基づき、フォローに対し、必要な支援を行う。
危機等への対応	—	・フォロー単独で対応しない。 ・虐待が懸念される等、本人にとって重大な影響が懸念される場面では、必ず委員会（事務局）に報告しなければならない（守秘義務の解除）。	・事業者単独で対応しない。 ・虐待が懸念される等、本人にとって重大な影響が懸念される場面では、必ず委員会（事務局）に報告しなければならない（守秘義務の解除）。	・フォロー及び事業者の報告を受け、委員会（合議体）に対応を求める。	・フォロー及び事業者の交代等、市長申立て、後見人等交代に関する勧奨を行う場合がある。 ・虐待通報を行う。 ・その他、法的支援へのつなぎを行う。	・委員会（合議体）の要請に基づき、本人に対して、必要な権利擁護支援を行う。 ・虐待が懸念される等、本人にとって重大な影響が懸念される場面では、支援者間での情報共有を行いつつ対応する（守秘義務の解除）。

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	権利擁護支援専門員
<p>不服・苦情への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の苦情等受付の窓口に本事業に関する苦情を申し出ることができる。</li> <li>・委員会（事務局）に本事業に関する苦情を申し出ることができる。</li> </ul>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等受付の窓口等の必要な措置を講じる。</li> <li>・苦情等を受け付けた場合には、苦情等の内容などを記録する。</li> <li>・委員会の行う苦情等に関する調査（文書等の提出、質問、設備・帳簿の検査など）に協力するとともに、委員会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。</li> <li>・豊田市から求めがあった場合には、改善の内容を報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人からの苦情を受け付ける。</li> <li>・苦情等を受け付けた場合には、苦情等の内容などを記録する。</li> <li>・苦情等の内容を委員会（合議体）に報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より報告のあった苦情等の内容について、必要に応じて、本人及び本事業に係る者に対し、助言を行う。</li> <li>・必要に応じて、専門員に苦情に関する調査を求める。</li> <li>・必要に応じて、本人及び本事業に係る者の同意を得て、苦情の解決のあっせんを行う。</li> <li>・必要に応じて、本事業に係る者の対応の改善を求める勧奨を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会（合議体）の要請に基づき、必要な調査を行う。</li> <li>・苦情に関する調査内容を委員会（合議体）に報告する。</li> </ul>

### **3 シンポジウムの開催案について**

- 意思決定支援や、その考え方を踏まえた日常的な金銭管理等の生活支援は、身寄りのない人、障がい者、認知症高齢者等が増大する中で、尊厳のある生活を営む地域共生社会の実現を目指すにあたり、非常に重要となるものである。
- そこで、本プロジェクトでの議論を踏まえて提起された意思決定支援モデルとその実践状況について対外的に報告する機会を設け、併せて意思決定支援や地域共生社会のあり方を議論するためのシンポジウムを開催することにより、豊田市民、愛知県内外の関係者をはじめ、同テーマに関心ある人々への意識啓発を図りたい。

【時 期】 令和5年2月又は3月（調整中）

【場所等】 豊田市内（会場） + オンライン配信

【対 象】 豊田市民及び市内の福祉・司法・行政等関係者、  
愛知県内外の福祉・司法・行政等関係者、  
意思決定支援を踏まえた生活支援や地域共生社会の実現に関心のある人々

- 【内 容】
- ① 基調講演
  - ② 事業実践報告
    - ・ 豊田市による事業説明
    - ・ とよた意思決定フォロー・生活基盤サービス事業者・権利擁護支援委員会からの報告
  - ③ パネルディスカッション

## 4 今後のスケジュールについて

# 検討スケジュールについて（年間）

※行政的な予算としては単年度であるが、事業としては数年かけて取組を進める

項目	取組内容	令和4年度			
		4-6月期	7-9月期	10-12月期	1-3月期
本人関係	支援の実施等		本人への説明	支援の実施	
生活基盤サービス関係	支援内容の検討	支援の範囲・ルール等の検討・決定			
	モデル実施事業者との調整	2～3者程度の法人と実施調整		説明会	実施状況の把握・随時調整 課題等の共有
	実施事業者の拡大の検討		支援内容③～⑤に関するヒアリング		R5に向けた調整
意思決定フォロワー関係	支援内容の検討	支援の範囲・ルール等の検討・決定			
	モデルフォロワーとの調整	2～3名のサポーター候補者と実施調整		説明会	実施状況の把握・随時調整 課題等の共有
	意思決定支援基礎勉強会				R5に向けた調整
権利擁護支援委員会関係	支援内容の検討	支援の範囲・ルール等の検討・決定			
	専門職団体との調整	各団体との調整	委員推薦等の事務遂行	説明会	実施状況の把握・随時調整 課題等の共有
事業全体関係	法福協議会での報告等	本会議・部会での報告・意見聴取			
	要綱・様式等の定め		要綱・様式等の制定		
	海外事例（英・豪など）等の調査	随時意見交換等を実施して、課題解決等への助言を得る			
	正式事業に向けた検証・PRなど		シンポジウムの企画検討	評価のしくみづくり 開催に向けた調整	効果・課題・拡大内容等の整理 開催

10月モデルケース（3～4ケース程度）の支援開始

# 検討スケジュールについて（下半期）

権利擁護支援委員会（1回あたり60分を想定）

研修WG（1回あたり60分を想定）

アドボケートWG（1回あたり120分を想定）

**第1回全体委員会（対面）** 10/7（金）10:00～12:00

- WGの検討結果報告、事業の施行に関する意見交換、シンポジウムに関する意見交換

**記者発表**（事業開始に関するPR） 10月下旬

**第1回権利擁護支援委員会（合議体）（対面）**

11/1（火）・2（水）

- 進捗状況の確認

**第8回WG（対面）**

11/1（火）・2（水）

- 研修計画素案に対する意見交換

**第5回WG（オンライン）**

10/15（土）10:00～12:00

- 利用登録書、契約書の内容確認
- フォロワー及び事業者からの報告様式の検討
- 専門員の活動内容について

**第2回権利擁護支援委員会（合議体）（対面）**

12/15（木）

- 進捗状況の確認

**第9回WG（対面）**

12/15（木）

- 相談会・ミニ研修会の実施について

**第6回WG（オンライン）**

11/19（土）10:00～12:00

- 試行実施にかかるフォロワーの・事業者の進捗報告と意見交換
- 専門員の活動内容について

**第3回権利擁護支援委員会（合議体）（対面）**

1/11（水）・12（木）

- 進捗状況の確認

**第10回WG（対面）**

1/11（水）・12（木）

- 相談会・ミニ研修会の実施について

**第7回WG（オンライン）**

12/24（土）10:00～12:00

- 専門員の活動内容について

**第2回全体委員会（オンライン）** 1/12（木）

- 試行実施の中間報告及び意見交換、シンポジウムに関する意見交換

**シンポジウム**（事業に関するPR） 2～3月

**第3回全体委員会（オンライン）** 3月

- 令和4年度の報告、課題等に対する意見交換、次年度の取組に対する意見交換